参考資料１

総合相談システムを導入した速やかな児童虐待対応の推進

（要保護児童・当該保護者・特定妊婦の情報利用）

１　子ども家庭支援センターの業務

子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援センター

【主な業務】

子育て支援事業

《対象》18 歳未満のお子さんとその家庭
　　特に、特定妊婦・要支援児童・要保護児童への支援業務
《内容》危険判断とその対応、調査、支援計画の作成
　　関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会）他

要保護児童　‥　保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
要支援児童　‥　保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
特定妊婦　　‥　出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦
要保護児童対策地域協議会　‥要保護児童等の早期発見及びその適切な保護または支援を図るために必要な活動
　　要保護児童等に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議

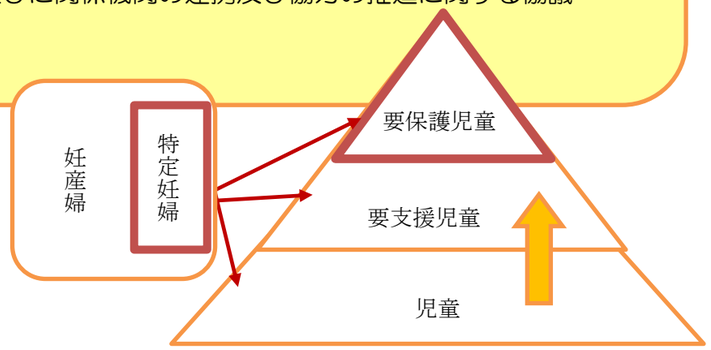

２　諮問理由

虐待に対する迅速な判断の必要性

- 支援した記録を保管し成長後もつなげる（支援記録の一元化）、必要時の個人情報に関わるデータの利用
- （仮称）子育て世代包括支援センターとの連携の必要性
- 母子保健施策と情報連携の必要性
- 子育て家庭に対する早期支援・予防策の必要性

3　情報の流れ

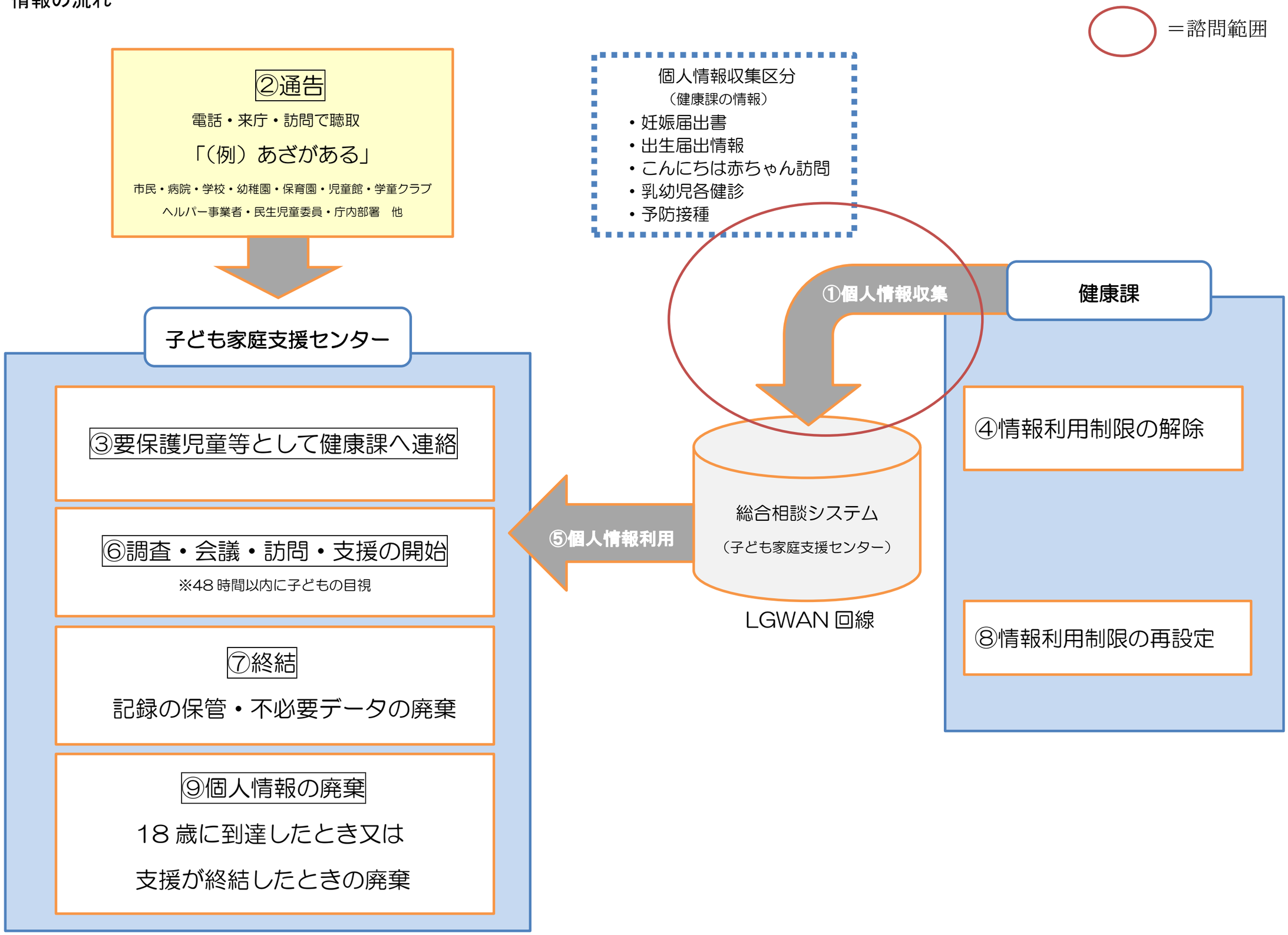
＝諮問範囲
②通告
電話・来庁・訪問で聴取
「（例）あざがある」
市民・病院・学校・幼稚園・保育園・児童館・学童クラブ
ヘルパー事業者・民生児童委員・庁内部署　他
個人情報収集区分
（健康課の情報）
・妊娠届出書
・出生届出情報
・こんにちは赤ちゃん訪問
・乳幼児各健診
・予防接種
①個人情報収集
健康課
子ども家庭支援センター
③要保護児童等として健康課へ連絡
④情報利用制限の解除
⑤個人情報利用
総合相談システム
（子ども家庭支援センター）
LGWAN 回線
⑥調査・会議・訪問・支援の開始
※48 時間以内に子どもの目視
⑦終結
記録の保管・不必要データの廃棄
⑧情報利用制限の再設定
⑨個人情報の廃棄
18 歳に到達したとき又は
支援が終結したときの廃棄